

（発行所）
全国港湾労働組合連合会
 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
 日港福会館1F
 電話：03-3733-2561
 FAX：03-3733-2627
 発行人：玉田雅也
 定価：30円（組合費を含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日）
 第三種郵便物認可
 2016年5月15日 第278号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
 (ZENKOKU-KOWAN)



E-Mail : nfduj@zenkoku-kowan.jp

平和といのちと人権を!

5.3憲法集会



労働セミナーに参加しよう!

次世代の幹部育成を目的とした第一三回全国港湾労働セミナーを豊橋市「シーパレスリゾート」で、六月二十八日（火）から六月三十日（木）にかけて開催し、

港区セミナーの内は、「①全国港湾の歴史、②全労済の取り組み、③産別協定にシオン交流としてホウリン大会を予定しています。現在は、書記局連絡会議と教宣委員会が実行委員会

講座とテーマ別分科会（グループ討論）、レクリエーションとして準備を進めています。各単組・地区港湾の組合員の皆様、ふるって参加をお願いします。

第13回 全国港湾労働セミナー

2016年6月28日（火）～6月30日（木）
 シーパレスリゾート

東京江東区有明の東京臨海広域防災公園で、「明日を決めるのは私たち、平和といのちと人権を! 5.3憲法集会」が開催された。この行動に全国港湾からは、陸・海・空・港湾二〇労働の一員として、中央各単組、京川浜三地区港湾の代表を中心に三〇名あまりが参加した。

日本国憲法はこの五月三日で、施行六十九周年を迎えた。憲法は国の最高法規で「不磨の大典」として、国民主義、平和主義、基本的人権の尊重の三大原則がうたわれている。

今年市民の憲法論議の関心の大きさを表れており、昨年参加者三万七千人のうち、今年も約五万人の参加者で会場は埋め尽くされた。安倍首相は、衆議院で参考人が「憲法違反」と断じ、安全保障関連法を批判し護憲を訴えた。集会后には「戦争法廃止」「憲法を守れ」「安倍政権退陣」など声を上げながら街中をパレードを行った。

憲法改正手続きには、憲法九十六条で定められており、衆参各院の総議員の三分の二以上の賛成で発議が必要となる。

国会法は、改正原案の国会提出には衆議院で二〇〇人以上、参議院で五〇人以上の賛成者を要すると規定している。

安倍首相は、三分の二の発議要件の緩和に意欲を示しており、秘策として浮上しているのが「衆参同日選」である。夏の選挙は、総裁任期中で最後の参議院選であり、憲法改正へのラストチャンスである。このように安倍首相の暴走にストップをかけるためにも、選挙でしっかりと投票を行い、大きな世論をつくりだすことが求められている。

「大規模災害への対応に緊急事態条項が必要だから憲法改正を」と自民党は言うが本当はどうか▼東日本大震災では、避難場所を津波が襲ったり、原発事故で避難中の高齢者が死亡するなど多くの悲劇が起きた。こうした事態を防ぐのに必要なのは事前の災害対策。起きた後は遅い▼もちろん被災直後の復旧作業では、個人所有地の瓦礫撤去など、平時では許されない緊急対応が求められるが、これは既に「災害対策基本法」に規定がある。現場を把握している市町村が救助や応急措置などを行い、都道府県や国はそれを後方支援することになっている。国のトップに権限を集中してしまえば迅速な対応ができず、被害を拡大させるだけだ▼自民党の憲法改正草案では、大災害のほか「武力攻撃」や「社会秩序の混乱」でも緊急事態条項の発動が認められている。内閣が法律と同じ効力を持つ政令を制定でき、首相の権限で予算措置も可能になる仕組みだ。国民の基本的権利は制限され、国の指示に従わなければならない。国会の承認は事後でもよく、期間に上限がないなど、独裁につながる危険な内容だ▼災害対策を口実に、国家権力を縛る憲法が停止させられかねない状況を直視する必要がある。

